

# 大分県報

令和二年  
第一六九号  
十二月二十五日

（金曜日）

## 目次

規則	調理師法施行細則等の一部を改正する規則……………	一
告示	生活保護法等による医療機関の指定……………	五
	道路区域の変更……………	六
	道路の供用開始……………	六
	大分海区漁業調整委員会告示……………	六
	宝石さんごの採捕禁止……………	六
訓令	甲 大分県庁用自動車等管理規程の一部改正……………	七
	警察本部訓令 大分県警察公印管理規程の一部改正……………	九
	大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部改正……………	九
規則	調理師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和二年十二月二十五日 大分県知事 広瀬 勝貞	
	大分県規則第七十四号 調理師法施行細則等の一部を改正する規則 （調理師法施行細則の一部改正）	
	第一条 調理師法施行細則（昭和三十四年大分県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。	

令和二年十二月二十五日

大分県報（規則）

第一号様式中

氏名

性別

男 女

を

フリガナ

氏名

(旧姓・通称名)

性別

男・女

を

本籍地

を

本籍地  
(国籍)

を

免許取得  
資格の別

を

免許取得  
の別

を

年月日

事項

事項

を

事項

事項

免許の取消しに  
関する事項

に改める。

登録削除

備考

「住所  
第二号様式中  
フリガナ  
氏名  
を  
印」

「住所  
フリガナ  
氏名  
を  
印」

フリガナ  
氏名  
を  
印

フリガナ 氏名	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望	有・無	
通称名		
性別	男・女	男・女

に改め、同

様式の備考2を次のように改める。

2 用紙の大きさは、A4とすること。

第二号様式中「フリガナ」を「熊本県及び沖縄県」に改める。

第三号様式中「フリガナ」を「フリガナ」に改め、

「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考3を削り、同様式の備考

4中「熊本県及び沖縄県」を「熊本県及び沖縄県」に改め、同様式の備考4を同様式の備考3とする。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第2条関係)

調理師免許証再交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所 〒

ふりがな

氏 名

性 別

生年月日

電話番号

男 ・ 女  
年 月 日

下記の調理師免許証を（ 破った ・ 汚した ・ 失った ）ので、調理師法施行令第14条第1項の規定により、調理師免許証の再交付を申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 本籍地都道府県名(国籍)

備考 1 該当する文字を○で囲むこと。

2 調理師免許証を破ったとき又は汚したときは、その調理師免許証を添付すること。

3 用紙の大きさは、A4とすること。

4 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式です。で、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第五号様式中「氏 名

①)や「氏 名

」に

改め、同様式の注を次のように改める。

注 氏名については、自筆による署名とすること。

第六号様式中 「フリガナ

氏 名

印」や

「ふりがな

氏 名

」に改め、同様式の欄々中「記名押印又は

自筆による署名のいずれか」を「自筆による署名」に改める。

第七号様式中「フリガナ」を「ふりがな」に改める。

(栄養士法施行細則の一部改正)

**第二条** 栄養士法施行細則（昭和三十八年大分県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

「住 所

第一号様式中 ふりがな

氏 名

印」

を

「住 所 〒

に、

ふりがな  
氏 名

」

「 2 栄養士法第1条に規定する業務に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 有・無  
(有の場合は、違反の事実及び年月日を次に記入すること。)

を

「 2 栄養士法第1条に規定する業務に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 有・無  
(有の場合は、違反の事実及び年月日を次に記入すること。)

3 旧姓併記の希望の有無 有・無

に

4 希望する旧姓又は通称名

改め、同様式の備考中1から3までを削り、同様式の備考4中「日本産業規格」を削り、同様式の備考4を同様式の備考1とし、同様式の備考5中「沖繩県」を「熊本県及び沖縄県」に改め、同様式の備考5を同様式の備考2とする。

「住所」  
 第二号様式中  
 ふりがな氏名別 男・女 印  
 「住所」

ふりがな氏名  
 「住所」

ふりがな氏名		
--------	--	--

ふりがな氏名	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望	有・無	
通称名		
性別	男・女	男・女

に改

1 栄養士免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添付すること。  
 第二号様式の備考2及び3を削り、同様式の備考4中「日本産業規格」を削り、同様式の備考4を同様式の備考2とし、同様式の備考5中「沖繩県」を「熊本県及び沖縄県」に改め、同様式の備考5を同様式の備考3とする。  
 第三号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考中1及び2を削り、3を1とし、4を2とし、同様式の備考5中「日本産業規格」を削り、同様式の備考5を同様式の備考3とし、同様式の備考6中「沖繩県」を「熊本県及び沖縄県」に改め、同様式の備考6を同様式の備考4とする。  
 「住所」  
 第四号様式中  
 ふりがな氏名 印  
 「住所」

に改め、同様式の備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、同様式の備考4中「日本産業規格」を削り、同様式の備考4を同様式の備考3とし、同様式の備考5中「沖繩県」を「熊本県及び沖縄県」に改め、同様式の備考5を同様式の備考4とする。  
 第五号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同様式の備考5中「日本産業規格」を削り、同様式の備考5を同様式の備考4とする。  
 第六号様式を次のように改める。

め、同様式の備考1を次のように改める。

登録番号		第	号	氏名	(旧姓・通称名)	免許取得都道府県	性別
登録年月日		年	月	日	生年月日		
本籍地(国籍)							
栄養士養成施設名		卒業年月日		年月日			
試験合格年月日		年	月	日	合格証番号	第	号
現住所							
変更年月日		年	月	日			
免許の取消しに関する事項		記 事					
事項							
登録抹消							
備考							

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第七百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和二年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
ファン薬局別府駅前店	株式会社ファンメディカル	別府市駅前町一三一三	令二・一二・一
つるみ調剤薬局	株式会社TEAM	別府市大畑二組一二	令二・一一・二四
別府市医師会発熱外来トリアージセンター	一般社団法人別府市医師会	別府市野口中町六一三三	令二・一一・二二
別府駅ゆのまち内科・胃と腸クリニック	岩尾 俊昭	別府市駅前町一三一三	令二・一二・一
佐伯調剤薬局	一般社団法人佐伯市薬剤師会	佐伯市常盤西町七一三	令二・一一・一
訪問看護ステーションひなた	株式会社ウイング	国東市国東町浜崎二五三五番地三 シーサイドコート浜崎II一〇二号 室	令二・六・一

なごみ診療所	医療法人心和会	別府市山の手町九番三九号	令二・一二・一
たにぐち糖尿病内科クリニック	医療法人たにぐち糖尿病内科クリニック	別府市東莊園一―一―一 サイドハイツ莊園一F	〃
有限会社キムラ薬局亀川店	有限会社キムラ薬局	別府市亀川四の湯九―三九	〃
オリーブ薬局	株式会社祥	日田市大字渡里一〇三九番地一	〃
やまだ薬局	株式会社淡水	一 玖珠郡玖珠町大字山田二二八八一	令二・一二・八

大分県告示第七百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
	豊後高田市田染池部字カシヤ林七六六番地先から豊後高田市田染池部字内迫一三九二番四まで	旧	メートル 二四・〇 九・六	メートル 七八・二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	豊後高田市田染池部字カシヤ林七六六番から豊後高田市田染池部字内迫一三九二番四まで	新	メートル 一六・八 六・九	メートル 八八・〇	

豊後高田市田染池部字カシヤ林七六六番地先から豊後高田市田染池部字内迫一三九二番四まで	新	二四・〇 九・六	七八・二
--	---	-------------	------

大分県告示第七百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道安心院湯布院線	宇佐市安心院町龍王字榎淵二五〇番二から宇佐市安心院町龍王字榎淵二五一番三まで 宇佐市安心院町鳥越字御料一八七七番一地内 宇佐市安心院町鳥越字仙ノ岩一八七三番三から宇佐市安心院町鳥越字仙ノ岩一八七三番三まで 宇佐市安心院町廣連寺田九六番三から宇佐市安心院町水車字柳ヶ元一三四番一まで	令二・一二・二五

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、大分海区における寶石さんごの採捕を禁止する。ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

令和二年十二月二十五日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

(定義)

一 この指示において「宝石さんご」とは、アカサング、モモイロサング及びシロサングの生体及び死骸をいう。

(禁止区域)

二 大分県海域

(承認の対象者)

三 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

(承認証の交付)

四 大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。

(承認証の携帯義務)

五 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければならない。

(承認の制限、条件の変更又は採捕の停止)

六 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

(承認の取消し)

七 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(譲渡又は販売の禁止)

八 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごの譲渡又は販売をしてはならない。

(意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止)

九 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

(採捕報告書の提出)

十 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。

(取扱要領)

十一 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

(指示の有効期間)

十二 この指示の有効期間は、令和三年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

## 訓 令 甲

大分県訓令甲第二十六号

本 庁  
地 方 機 関

大分県庁用自動車等管理規程（昭和四十九年大分県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四条第二項中「鍵」を「かぎ鍵」に改め、同条に次の三項を加える。

4 管理者は、庁用自動車等について、道路運送車両法第四十八条に規定する点検及び整備をしなければならない。

5 管理者は、登録を受けていない庁用自動車等を運行の用に供しようとするときは、道路運送車両法第五十九条第一項に規定する新規検査（以下「新規検査」という。）を受けなければならない。

6 管理者は、自動車検査証の有効期間の満了後も庁用自動車等を使用しようとするときは、道路運送車両法第六十二条第一項に規定する継続検査（以下「継続検査」という。）を受けなければならない。

第六条第三項を削る。

第十八条を第十九条とする。

第十七条第二項中「第九号様式」を「第十号様式」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（新規検査及び継続検査の受検報告）

第十六条 管理者は、新規検査を受け、自動車検査証を交付されたときは、当該自動車検査証の写しを、庁用自動車等を受け入れた日から十五日以内に、用度管財課長に送付しなければならない。

2 管理者は、継続検査を受け、自動車検査証を返付されたときは、庁用自動車等の継続検査（車検）受検報告書（第九号様式）により、当該継続検査の日から十五日を経過する日又は受検前の自動車検査証の有効期間の満了する日のいずれか早い日までに、用度管財課

長に報告しなければならない。  
第九号様式中「第17号欄系」を「第18号欄系」に改め、同様式を第十号様式とし、第八号様式の次に次の二様式を加える。

第9号様式（第16条関係）

不用自動車等の継続検査(車検)受検報告書

年 月 日

会計管理局庶務課長 殿

(所属長名)

以下の不用自動車等について、道路運送車両法第62条の継続検査を受け、保安基準に適合し、自動車検査証を返付されましたので、報告します。

(所属名： )

No	車種	登録番号	車両区分	排気量 (cc)	車検有効期間満了日		備考
					受検前	受検後	
1							
2							
3							
4							
5							

- 注 1 受検後の自動車検査証の写しを添付すること。  
2 報告は、検査の日から15日を経過する日又は受検前の自動車検査証の有効期間の満了する日のいずれの早い日までに行うこと。



附 則  
この訓令は、令和三年一月一日から施行する。

## ○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第40号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察公印管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第3条中「（以下「総務課」という。）」を削る。  
別表中大分県金銭出納員印の項を削る。

担当者印	受領印	備考	担当者	備考

第5号様式中


に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 「備考」欄には、文書を受領した場合はその受領元を、交付した場合はその交付先を記載すること。

### 附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

### 大分県警察本部訓令第41号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年大分県警察本部訓令第34号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第7条中「し、担当者が押印」を削る。  
第17条第1項中「、又は」の次に「法第9条第1項若しくは第2項の規定により」を加える。  
第21条第1項中「の定めるところにより、県歳入に組み入れるための手続を行う」を「第

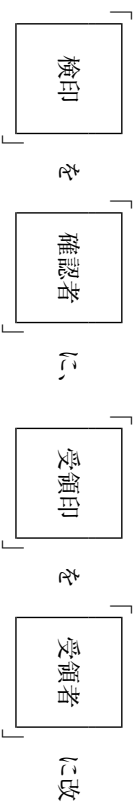
令和二年十二月二十五日

大分県警（訓令甲・警察本部訓令）

2条第2号に規定するかいの長に引き渡す」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する手続は、年2回以上実施するものとする。

第23条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同条第4項中「及び検査済の旨を記載し、署名押印」を「、検査済の旨及び氏名を表示」に改める。



め、同様式の備考1中「検印欄は」を「確認者とは」に、「が押印すること」を「をいう」に改め、同様式の備考3中「取扱者欄は」を「取扱者とは」に、「の氏名を記載すること」を「をいう」に改め、同様式の備考4中「引継者欄は」を「引継者とは」に、「の氏名を記載すること」を「をいう」に改め、同様式の備考5中「受領印欄は」を「受領者とは」に、「が押印すること」を「をいう」に改める。

第6号様式中 (2) 印鑑 を (2) この遺失物確認通知書 に改める。

第13号様式中 (㊟) を削る。

**附 則**

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。